

2016 後期 LS(本)

受験番号

2016 年度 甲南大学法科大学院入学試験問題

専門論文試験 商法

(60分)

受験についての注意

1. 試験開始の合図があるまで問題冊子を開いてはならない。
2. 問題は1ページのみである。印刷不鮮明、汚損等があれば申し出ること。
3. 解答用紙は1枚である。解答用紙には裏面もあるので注意すること。
4. 答案は、横書きとする。
5. 答案は、実線内の番号に従って書き進めること。
6. 答案は、黒ボールペンまたは黒インクの万年筆で記入すること。これら以外で記入された答案は、無効となる。
7. 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直すこと。
8. 下書きには、問題冊子の余白を適宜利用すること。
9. 問題冊子は必ず持ち帰ること。

専門論文試験 商法

【問題】

以下の〔事例〕を読んで、〔設問〕に答えなさい。

〔事例〕

A社は、機械部品の製造・販売業を営む株式会社であり、会社法上の公開会社であるが、指名委員会等設置会社ではなく、監査等委員会設置会社でもない。A社の代表取締役はBである。Bの親族であるCおよびDは、Bから、迷惑をかけないからA社の名目上の取締役に就任してくれと頼まれて、A社の名目上の取締役への就任およびA社の取締役に就任した旨の登記をすることを承諾し、平成26年6月26日、CおよびDがA社の取締役に就任した旨の登記がなされた。しかし、CおよびDのA社取締役への就任は、A社の定款の定めまたは創立総会もしくは株主総会の決議に基づいたものではなかった。CおよびDは、登記簿上A社の取締役に就任した後も、A社の業務執行には一切関与せず、A社の業務執行をBに任せきりにし、Bの職務執行の状況を把握していなかった。

E社は、平成27年9月1日、登記簿を閲覧し、CおよびDがA社の取締役に就任した旨の登記がなされていることを確認したうえで、A社に対し、部品製造用機械を販売し、その代金債権1000万円（以下「本件債権」という）を取得した。A社は、平成27年9月8日、平成27年6月頃から経営状態が悪化していたF社から、資金の貸付を依頼され、回収できる見込みがまったくないのに資金2000万円（以下「本件貸付金」という）をF社に無担保で貸し付けた。ところが、平成27年12月にF社が倒産したため、本件貸付金が全額回収不能となり、そのためA社も平成28年1月に倒産し、その結果E社はA社に対する本件債権の取立ができなくなり、本件債権相当額の損害を蒙った。

〔設問〕

E社は、誰に対してどのような責任を追及することが考えられるか。